

雲藩刀工 高橋聳司長信

岐阜県 長尾充恒

『出生について』

高橋長信は文化十四年丁丑九月十八日雲州松平藩十八万石六千石の領内、出雲郡三分市村（現簸川郡斐川町大字三分市）の農民瀬崎平助の次男として呱呱の声を上げた。母はキヨといい、神門郡修理免村（現簸川郡大社町修理免）の平民金山銀松の三女である。

これらの長信誕生に関する重要な事柄は著者が昭和38年頃、松江市役所と斐川町役場で長信をはじめその親族関係の調査を行った際、幸にも壬申戸籍簿などを発見することができ明らかになった。

従来、長信の正確な生年月日は不明であり、詳かではなかった。従って、当地では文化十三年生まれで、且つ親父は瀬崎大四郎、太四郎又は大平と伝えられ、然も長信はその三男といわれていたが、これは一応誤りとしたい。

尤も親父名については、昔の人は名前に無頓着で一生のうちに何回も名前を変えることがままあるから、いちがいに誤りと判定することは早計かもしれない。

この従来からの説は郷土刀剣界の先賢、故村田耕作氏が勝部翁らの協力を得て昭和5、6年頃に長信の調査を思いたたれ、当時松江市伊勢宮町で貸席業を営んでいた故瀬崎滝蔵氏（長信の弟、房之助の孫）の協力により、同屋に伝来した逸話などを中心に取りまとめで発表されたものである。

また長信の生まれ年、文化十三年については瀬崎滝蔵がこれまた、当時松江市浜乃木町に居住していた一族の瀬崎大三郎の家（長信の未弟の金太郎の孫、家業を継いだため、瀬崎家一族では『本家』と呼ばれていた。）に伝わる瀬崎家代々の箱位牌のなかの一枚に（表）明治十二年 精進院義勇日寛信士 五月二十日 （裏）行寿六十四歳 高橋長信と墨描された位牌のあるを発見し、更に村田氏はこの『行寿六十四歳』をヒントに没年の明治十二年から逆算して文化十三年と発表されたものと思われ、以後これが定説となってしまった。筆者がこの位牌を拝見したのは瀬崎作一氏（長信の兄、始三郎の孫）のお宅であったが、当時同氏は『瀬崎家の系譜を調べるべく前述の松江市浜乃木町の瀬崎・本家から借用しているところ』と語っておられた。

因みに、この長信の位牌は長信の没年後、高橋家が零落とし、長信の霊をまつる人も無かったことを伝え聞いた母キヨが憐み、金太郎に位牌を作らせ朝夕回向をしていたものと伝えられる。母キヨは長信の死に遅れること3年、明治十五年九月廿七日九十歳の高齢で没しているから、一時は長信の出世を人一倍誇らしく思い、そしてまた不遇な晩年を悲しんだ事であろう。老いてなお先だった吾が子の来世での成仏を希う老母の心、また哀れでもある。

更に村田氏は、親父の名前、太四郎についても同様に瀬崎滝蔵氏より聞かれたものと思われるが、現在斐川町三分市に居住する瀬崎作一氏によると、同家の言い伝えでは瀬崎多四郎と称する人は長信の祖父の名前とのことである。従って平助の親父ということになる。故に多四郎が大四郎、太四郎と瀬崎滝蔵氏の家では誤伝したのかもしれない。

『幼名と瀬崎家について』

長信は幼名を善造と称したと伝えられるが、恐らく生家瀬崎家で出生時名付けられたものであろう。然しこれについては何ら資料ない。

ではここで彼の生家瀬崎家について触れてみると、瀬崎家は代々出雲郡三分市村の百姓で、当時簸川地方随一の豪農として名高い勝部本右衛門居家の出入人をしてきた。兄弟は

長男始三郎、次男長信、三男愛之助、四男房之助、五男金太郎、長女某、次女クメの七人兄弟であったようだ。また一説には三女もあったとも伝えられるが確証は無い。

出雲郡三分市村とは現在斐川町大字三分市のことで、簸川平野の東端に位置し、斐伊川が宍道湖に注ぐ南川口の地域であり、筑地松に囲まれた農家が点在する出雲有数の穀倉地域である。今も百数年前、長信少年が喜々として戯れ遊んだ頃とあまり変わらない風景である。

『雲州高橋冬廣の門人について』

長信が雲州高橋冬廣の門人となったのは十三歳の時、即ち文政十二年と傳承されている。これに関する資料は何も残っていないが、年齢的に見て妥当な説と思われる。

冬廣の許へ入門した際の経緯は次の様に伝えられている。

『当時、農家の多くは貧乏人の子沢山で子供が少年期に達すると口減らしのため、他家へ奉公に出すのが通例であった。瀬崎家も例外ではなかったので、長信は子供心にも奉公に出て親孝行しよう決心し、ある日奉公先も定めぬ儘、松江に出て来た。やっと城下入口附近の冬廣屋敷の前まで辿り着くと、さすがに子供のことで、安堵感と七里の道の程の疲労から歩けなくなってしまった。折柄、鍛冶場では冬廣が盛んに働いていたが、長信はこれを往来から放心した様に長い間、佇んだまま眺めているばかりであった。漸く陽も西に傾く黄昏時となり、冬廣は鍛冶場を片付けながら、ふと、道端で動こうともしない年端もいかぬ、みすぼらしい少年の様子を訝り、分けを糺すと、未だ奉公先も定まらぬままに松江に出てきたとのこと、それを聞いた冬廣は不憫に思い、見れば体につきも頑丈でもあり、役に立ちそうでもあったので弟子することとした。』

と云うことである。この話は勝部翁がかてて瀬崎滝蔵氏から父廣市（長信の甥）の話として聞かれたものである。村田氏もまた、『刀剣と歴史』第二八一号に多少のニアンスの違いはあるものの大崎同様な話『稍講談めいた話』としながら載せておられる。

昔の人は歩き慣れているとはいえ、十三歳の少年にとっては三分市から松江までの道程は大変な苦痛であったと思われる。

また長信が親孝行の一心から無断で出奔同様に松江に出て来たのなら兎も角、幾ら当時といえども両親がわが個の奉公先も定めず、松江に出すとは思われない。恐らく当時簸川郡一帯を支配し絶大な権力を誇っていた国老朝日家は歴代冬廣の庇護者であったから、大地主勝部本右衛門の口ききで、朝日丹波貴邦を通じ予め冬廣の了承のもとに出松させたと見るのが妥当かもしれない。

当時の我が国の状況は、欧米列強の軍艦が頻りに近海に出没し不穏であったから、幕府は文政八年に異国船撃壤令を布告し、各藩とも海防の必要性から武備に意を注ぎ始めた頃であった。従って三分市村から程遠からぬ日下村（現出雲市日下町）にも、国永、国壽など、俗に後世日下鍛冶と呼ばれる一派が台頭しはじめた頃で、両親も草深い田舎の野鍛冶の許へ入門するより、勝部本右衛門の取りなしにより藩都松江の名門冬廣へ入門させることを決意したのかも知れない。

更に瀬崎作一氏の話によれば、『長信は入門して三日目には早く和釘を打つ事が出来、師匠冬廣を驚かした』と云う。和釘は四角なもので割合に難しいものだと云うことであるから、或いは冬廣入門前、三分市村で既に野鍛冶の弟子となり鍛冶仕事の心得が多少なりともあったものであろうか。さもなくば如処に長信が器用であっても、鍛冶の心得が全く無いとすれば三日で和釘を打つのは無理なことである。

更に後の長信の生きざまでも分かるように、天稟を備えた長信が冬廣について一心に腕を磨いたから、その技量の上達は誰もが驚く程に早かったと思われる。

『冬廣の養子』

冬廣は子供が恵まれなかった事から、養子を取り『家業の相伝を』と考え、数人の弟子達の内ではひときは非凡で勝れた長信に白羽の矢を立て養子としたと伝えられる。

その年代は何時頃か分からないが、雲州鍛冶の棟領ともいべき冬廣家へ養子となることは大変な魅力であった様で、瀬崎作一氏の話によれば、同家には次のような伝承がなされている。

『或る時、師匠冬廣は数人の弟子の中から最年少の長信の技量を見込んで養子とした。そして披露にあたり、他の弟子達一同へ、以後は長信に対し『若旦那さん』と呼ぶように申し渡した。ところがそうなる则ち他の弟子たちはおさまらず、大変憤慨し冬廣の許を逐電してしまつた』という。

この長信の相弟子の名前は伝わらないが、三代目冬廣兵治朗が書いた巻物残欠にも誌されている通り、弟子は三人居るのが一般的の様である。従つて古来相弟子と伝えられる石倉俊廣と更にもう一人居たものと思われる。尤も俊廣は長信より二歳下で、技量も長信に次いで上手で多作している。村田氏は『長信と相弟子と伝われども長信門下とする妥当』としておられるが、筆者は後掲の石倉俊廣の項で述べるが、『初銘俊民と称し、のち冬廣門人となつてから俊廣と改めた』という従来長信相弟子説が妥当と思料する。

『通称理兵衛について』

長信は幼名を善造といったことは先に述べたが、通称を理兵衛と称した。これは恐らく養子となり成人してからのことであろう。

川口渉先生は新刀古刀大鑑下巻に『理兵衛又は利平と称した』と述べておられる。

理兵衛については、実際に『高橋理兵衛長信作之』などと銘した刀をまま経眼するし、更に安政二乙卯年十一月六日江戸改分雲州藩切米帳、細工方の内に

一米 式拾俵 刀鍛冶師 高橋理兵衛

参人扶持

と記載されていること等により実証出来る。

然し、利平については当地の記録に何も残つて居ないし、また利平長信などと銘せる作刀も未見であり、聞いた事もないから誤りであろう。

この出所は恐らく、土佐の刀工で水心子正秀に次いで復古の説を唱えた南海太郎朝尊が嘉永三年から安政三年にかけて発刊した『新刀銘集録』の巻二及び巻四に『利平長信』と記載しているのに端を発していると思われる。

この様に長信を永信と誤記している位だから、理兵衛を利平としても不思議ではない。長信の親父名のところでも述べた様に、昔の人は名前などに比較的無頓着であり、例えば松江藩中老で藩主松平斎田を諫言し自刃をしたことで有名な塩見小兵衛のことを塩見小平などと書いた古文書がある位であるから、兵衛は平と同音であるから略して各習慣があり、南海太郎朝尊も案外軽い気持ちで書いたのかもしれない。

いずれにせよ南海太郎朝尊は当時京都に居たから、江戸の事は恐らく聞き伝え等により記載したことが多かったことによるものであろう。

然し、この本が基になり後世出版された、刀工総覧（川口渉著）や新刀鍛冶工系譜（加田勝男著）等には理兵衛長信の弟子に利平永信と名則る刀工が存在した如くに別人として記載している。書物を出版する時には正確に基礎資料に基づき吟味して記載しないと、後世に大変な誤りを起こす源となるものだと恐ろしく感じた。

新版日本刀講座第五巻新々刀鑑定編にも、高橋利平長信云々記述があるが、これも前記の新刀古刀大鑑の誤りをそのまま踏襲したものと思われる。

『綱俊門下での修業』

長信が江戸に出府し加藤長運齋綱俊の許で修業したことに關する資料は何も残っていない。

当時、加藤長運齋綱俊は出羽米沢上杉藩の抱鍛冶で、上杉弾正大弼の麻布飯倉片町にあった中邸の一隅に鍛刀場を与えられていた。

新刀古刀大鑑下巻によれば長信は『天保の末年江戸へ出て浪人して麻布に住みし、長運齋綱俊の門になる』誌されている。『麻布に住みし』とは、麻布における一介の住人という意味か、或いは前記の麻布飯倉片町の上杉中邸内で師匠と寝食を共にしたことを指すのか不明である。若し後者であるならば『浪人し』とは上杉藩邸内で他藩の者が生活することは輕輩といえども藩籍を脱する必要があったのであろうか。何れにせよ川口渉先生が何を根拠に書かれたものか判らない。

また一方、雲州藩邸からの『通い修業』であったかもしれない。即ち、麻布今井村には雲州藩の下邸があり、飯倉片町の上杉中邸内の鍛冶場までは比較的近距離であるからである。

長信が加藤長運齋綱俊の許で修業した期間は長信が天保十二年二月頃独立し一家を成したと思われるから入門した時期を天保九年五代目幸之助冬廣死後の二十二才出府説を採れば二年半位、また天保元年古今鍛冶銘早見出説とすれば十二年間の長期間となる。

因みに青龍軒盛俊は前述した如く三ヵ年間修業の予定で三十六歳の天保八酉秋入門し翌天保九年四月加藤長運齋綱俊から免状を得て帰国しているから、僅か半年余の修業であった様である。

『長信独立し一家を成す』

長信が加藤長運齋綱俊の門から独立し一家を成したのは作刀の上から天保十二年初めと推察される。時に長信が二十五歳の春のことである。

長信の作刀で一番古い年紀のもの、即ち若打のものは天保十二年二月年紀のものであり、それ以前の古い年紀のもの末見である。曾って天保八年年紀の中直刃の刀を見たことがあったが、これは明らかに近年当地方で作られた稚拙な偽物であった。

脇指 於東都長信造之 天保十二年二月日

脇指 雲州住長信作之 天保十二年二月日

この天保十二年二月の作刀は師匠加藤長運齋綱俊の作風に酷似しており、その師弟関係を証するに充分である。以後は明治四年まで八月作刀を止めるまで連続して現存している。

このことから長信の独立を天保十二年初めと見て誤りはあるまい。

長信が独立した際、恐らく師匠加藤長運齋綱俊から免状、目録などを授かったと思われるが、現在残念ながらこれらの物は何一つ残っていない。

『刀銘・長信について』

長信は何故、代々世襲の冬廣を用いず『長信』という全く新しい刀銘を用いることにしたものであろうか。尤も天保末年から嘉永五年頃まで一時的に冬廣銘を刻したものが集中的に存在している。これについては後述するのでここでは触れずに置く。

この長信銘の由来については色々調査したが今のところ不明である。加藤長運齋綱俊の『長』の一字を貰い、且つ師伝を『信』じ忘れぬとの意味ではないかとか、或いは備前伝を最も得意とし、長船刀工を奉信する意味で名付けたのではないかとか、色々云う人があるが、首肯すべき妥当もない。

加藤長運齋綱俊は門人が独立した際、他の刀工と同様に運司盛俊、運寿俊胤、長運齋是俊などの如く一字及び二字を与え襲用させている。

長信も師匠の号を真似て、長信齋冬廣と勿体らしく銘したり、更に晩年、聾となつてからは兄弟子運司盛俊を真似てか、聾司長信などを切っている。

また何時頃から長信という刀銘を用いたかについては勝部翁は『江戸出府前から長信と銘したと思う』話されたが、出府前の長信銘の作刀が存在しないことから天保十二年初め独立して以後であると思われる。

『江戸の住まい』

長信が江戸に出府してから元治元年秋松江に帰るまでの足どりを刀銘や江戸切絵図等から探ってみよう。

麻 布

江戸へ出た当初は麻布に住したであろうことは前の（綱俊門下での修業）の項で述べた通りである。

では、天保十二年の初め加藤長運齋綱俊の許から独立して以降の住所に就いて述べてみよう。

独立直後の銘文には『於東都』とのみ切っており引き続き江戸の麻布にいたのか何所に居たのか特定し得ない。

赤坂御門界限に住す

独立した翌年、天保十三年九月年紀の刀には『於東都赤坂』と切っている。

刀 於東都赤坂雲州住長信造 太々壇拂 切人山田五三郎

天保十三年九月日同年十二月廿一日於千住

これより赤坂に住したことは判明するものの赤坂の何処かについては決め手を欠ぐ。

一方、無年紀ではあるが銘振等から天保末年頃と見ゆる一刀がある。

刀 於東都赤坂御門外雲州住長信

赤坂御門外とは赤坂御門の外、即ち西方向の赤坂表伝馬町一丁目から赤坂田町の中邸の御門の外の意味にもとれる。

然し、いずれにせよ赤坂御門の界限にいたことは間違いない。赤坂御門は赤坂目付ともいわれ、俗に三十六見付の一つであった。江戸城を中核としてこれを防備する堀が右渦線状にとりまいていたと云われるが、見付はその分節をなし見張所のこと、江戸城防備の重要な軍事施設であったから交通の要衝に置かれた。赤坂見付も赤坂から青山、大山街道に通ずる防備の要衝であった。江戸各所図会には『麴街より青山に行く道、赤坂への出口なり、この御門は北斗形として江戸御城の御構へ多きが中でも殊更勝れたえう縄張りなりと云う』と誌されており、このように重要な役割の赤坂御門内の南側丘上（即ち江戸城大手門より十八丁の地）に雲州藩上屋敷を与え、万一に備えさせた幕府の雲州藩に対する信任の厚さが窺い知れる。

『聾司と号す』

長信は壮年の嘉永頃、『長信齋冬廣』と勿体らしく切っているものがある。これは明らかに師匠の加藤長運齋綱俊の号を真似、自分の刀銘長信を『チョウシン』と音読して号となし、更に自家の由緒ある冬廣を自らの刀銘に襲用したものである。

元治元年三月には聾司と切り始めている。時に長信が四十八歳の春のことである。聾司と云う号の所以は聴覚が衰えた為のもので、その原因について支那事変当時従軍武道家として著者もあり有名な成瀬関次氏は『日本の刀匠』という題で連載されたものなかで大略次の通り述べておられる。

『長信は石原佐傳次の荒試に対し懊悩煩悶し不眠不休で努力を続けたが、この様な数々の苦練が身体にこたえて、彼は遂に両耳の聴覚を失うに至った』と刀との飽くこと無き対

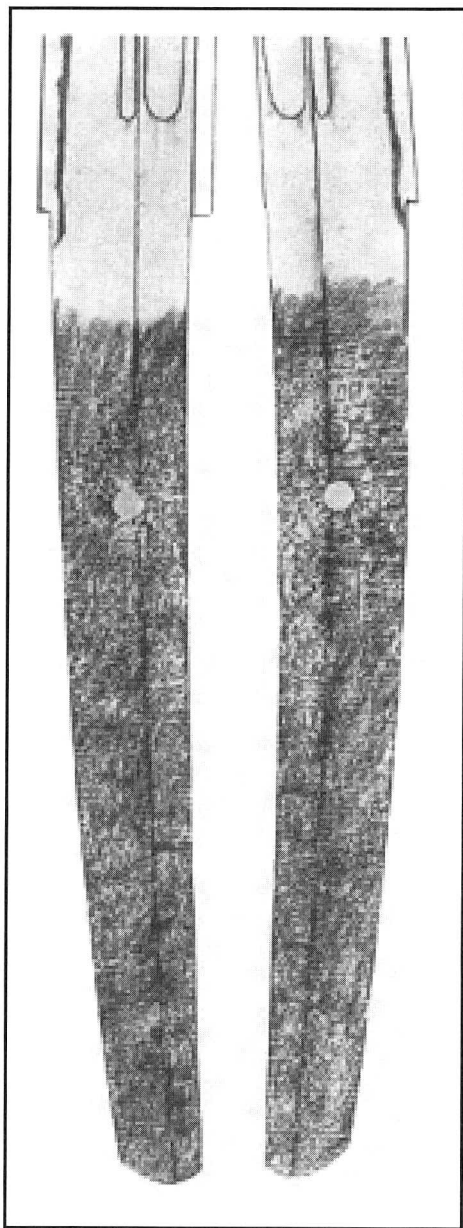
決に帰因するとしておられる。

尤もこの話は当時松江中学校教師で雲州藩直信流柔道の達人であった故落合幾造氏から期から聞かれたものと思われる。因みに落合氏は石原佐傳次の截断銘のある剛壮なる一刀を秘蔵しておられた。更にもう一説当地には『長信は石原佐傳次の荒試に不眠懊惱のすえ遂に自殺とまで思いつめ、宍道湖に入水しようとしたその時折よく通りかかった修験者に助けられ、再び気を取り直して槌を握った。この様な努力の連続が原因で遂に聾となった。』といささか芝居がかった話も伝っている。

太刀銘

表 雲藩柔道師範石原中従以比刀試例千宵 門人野間才藏源中育帯之
裏 嘉永二酉正月 應需高橋長信造之

刃長二尺三寸六分、反四分五厘、鑄造、庵棟、身幅重ね共にあり頗る剛刀、帽子折損を直しやや詰まる、表裏腰に棒樋添樋丸留、刃文直刃に小乱交じる、小沸業がかりやや匂締まり気味、帽子丸く尖り心に尋常に返る、地鉄板目流れて柁がかり、鑄寄り板目よく詰む、鑢切、目釘穴一、中心棟小肉（角に近し）栗尻。
雲州藩の誇る直信流柔道師範石原佐傳次中従が試したもの、極めて貴重な一刀である。



長信が初めて『聾』と銘したのは

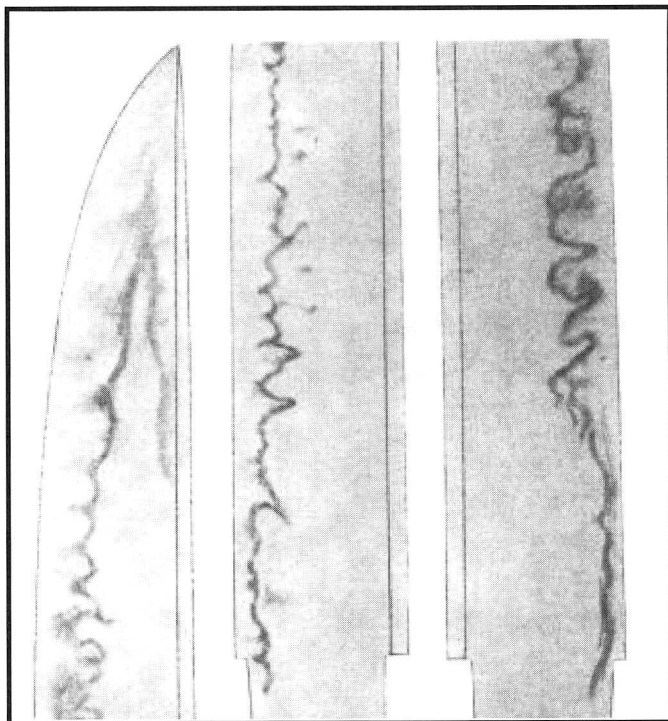
短刀 聾 長信

安政元年十二月日

刃長一尺一分、反僅か、平造、庵棟、刃文互の目、小互丁字交じり足入り小沸付く、帽子浅く湾れ込み先尖り乱れて深く返る、地鉄小板目よく読み処々飛焼入る、目釘穴一、鑢逆筋違、栗尻

短刀銘 聾長信

安政元年十二月



三十八歳の時にあたり、石原佐傳次が荒試をした嘉永三年から僅かに四年後のことである。

それ以後は『聾』の銘は元治元年三月の聾司まで十年間未見である。元治元年四十八歳の頃ともなれば昔の人は現今とは異なり耳が多少遠くなくても不思議ではない。然し三十八歳で聾とは一寸早すぎる様にみえるから、或いは石原佐傳次の荒試に起因すると見ることが正しいかもしれない。

然しまた一方、長信は性病にかかっていたふしもありその影響であるかもしれない。

安政元年十二月『聾 長信』と切ったのは、長信の耳が遠くなり出したのを知った注文

者の一人が、寛文頃の業物、大坂の長綱が聾であったが故に世に聾 長綱と銘して賞翫されている事に示唆され、この様な銘文を洒落て需めた為のものであろうか。

その後十年歳月が流れ、元治になると長信の耳は一層難聴となって来たと思われる。一方、長信の曾ての兄弟子青龍軒盛歳が周防国にあつて『運司』と号し、更にまた山浦清磨の門人で当時江戸で活躍し著名刀工の一人であつた栗原筑前守信秀『謙司』と号していた。もれらに刺激された長信は『我も』とその後塵を拝して『聾司』と号したのではなかろうか。

また『聾司』は『聾の司』（つんぼのつかさ）と訓読出来る。『司』の字義は『長』の意もあるから『自分は世間に多い唯の聾ではなく、格式の高い雲州藩に抱えられた優れた刀工で、同じ刀工でも聾長綱などと同一ではない』との長信の心意気と自負心からの号と思ひ度い。

従つて、帰国後雲州藩士にも、うけたものらしく、慶應年間になると聾司銘のものをまま経眼する。また長信自身もこの聾司と云う号は気に入つたらしく、藩庁への種々な届出は従来の通称、理兵衛を改め、聾司を用いた様である。明治三年庚午御給帳に『刀剣師 高橋聾司』と記され、更にまた明治五年の壬申戸籍の際にも高橋聾司と届け出ている。明治維新には藩士の間で改名する風潮があつた様であるから、長信もこの号を名前に改めたものと思われる。

『帰国後松江での鍛刀場について』

松江に着いた長信一門は雑賀本町、正確には現在の栄の本誓寺南隣にあつた冬廣家代々の屋敷に帰り鍛刀を始めた。

『長信作刀を止む』

帰国してからも盛んに鍛刀した長信ではあつたが、つい先年にはこころの支えであつた養子信秀が長信の意志に逆らい師家を捨て大阪へ出奔してしまい、更に加えて時勢は將軍徳川慶喜の大政奉還と東叡山への退去謹慎に始まる幕藩体制の急速な崩壊と廢藩置県など世相の激変に刀剣もまったく無用の長物と化した。

中でも一番の精神的苦痛は明治四年九月七日の藩主松平定安の東京移住のための領国松江からの永別である。人一倍、藩主の厚遇に感激し『松平出羽守』と揮毫した掛軸を床にかけ、朝夕お守りの様にして礼拝していたという長信にとって、それは舌筆に表し難いもので長45rd信は全く為す術も無い有様であつたと思われる。

あれ程多かつた刀剣の注文も激減し、多くの弟子達を養う必要も無くなってしまった。

筆者が経眼した最後の作刀は明治四年八月紀のものでこれを最後としてそれ以降は作刀を見ない。

刀 松江住藤原長信作

明治四年八月日

此の刀は先頃までは誇らしく切添えた運陽士とも雲藩士とも切らず、銘字も小さく出来振りも穏やかな感じのもので、当時長信の心境を偲ぶに足りるものであつた。

『長信没す』

かくして、失意の星霜ここに八年余、身も心も老いさらばえた長信は遂に明治十二年五月二十日その多彩な生涯の幕を閉じた。時に行年六十三歳のことである。

その死にぎわは判らないものの恐らく明治五年以後は健腕を振る機会にも遭り会うことも無く、頼りない、城造、鐵之助、亦一郎の吾が子と高橋家の行末に心を悩ませながら不遇の裡にか、或は精神異状を来たし心神喪失の状態生きながら、そして死去したものか、

いずれかしてもその最後は誠に悲惨であった想像される。病名は伝わらず明らかではないが先にもちょっと述べた様に喘息を患っていたと云うから或はそれが命とりになったのかも知れない。

『日蓮宗妙法山常教寺・墓所について』

松江市のほぼ中央に寺町という街がある。ここはその町名が示す通り各宗派の大小寺院が集まりお互いに墓の高さを競っているが、大正中期頃までは松江の東端であり、各寺院の門前町として静かなたたまいの街であった。

この碑は大正元年十一月如泥の百回忌に際し、八東郡島根町加賀産の自然石を以って建立せられたもので、時の東京美術学校正木克彦先生の筆になるものである。

高橋長信の碑は如泥碑の左側、即ち西隣に在り、火成岩の大きな自然石で荒木貞夫陸軍大将の揮毫になるものである。

『勤皇刀匠高橋長信之碑 陸軍荒木大将男爵 荒木貞夫書 花押』と謹厳な書体で刻されており、裏面には『松江市伊勢宮町 後裔 瀬崎瀧蔵建之 後援 松江刀剣会 山陰新聞社』と別人の筆蹟で刻まれている。

顕彰碑は当時の山陰新聞社の記者をしていた野坂某の主唱により長信の実家筋の血縁で松江伊勢宮町で貸席業を営んでいた故瀬崎瀧蔵氏が発起人となり、昭和十五年五月二十日、建立に至ったものである。

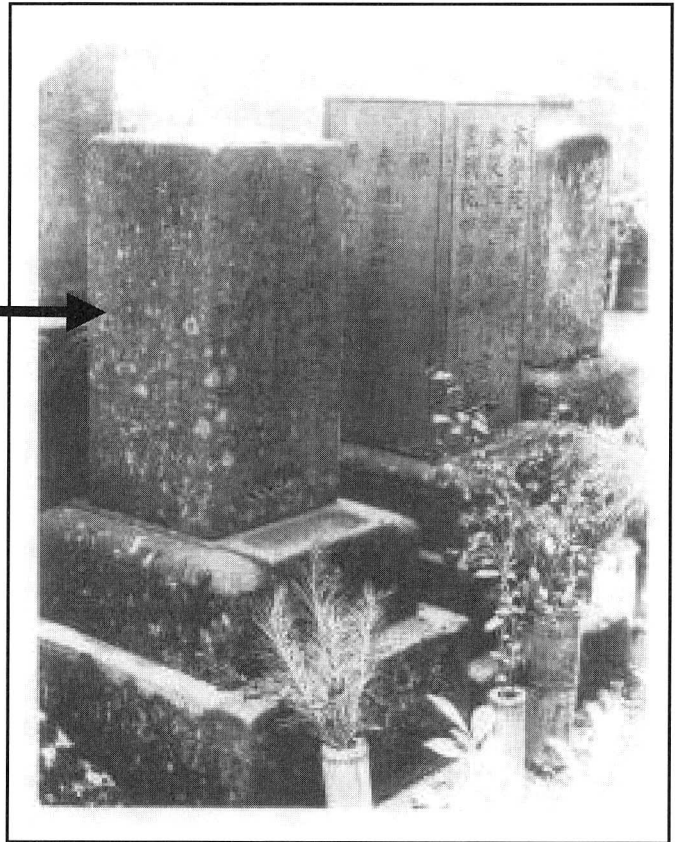
長信の墓は来待石製の三尺三寸五分程の高さのもので、燈籠及び花立てはない。なお、長信の先妻は合祀されておらず、常教寺にもないから、江戸で没している点からみて恐らく江戸の麴町三軒屋に近い日蓮宗の寺院に葬られ、現在は墓石は勿論寺院すら残っていないと思われる。



南側 高橋生

正面 精進院義勇日寛居士（七代目長信）
精神院妙到日成大姉（長信後妻クメ）
北側 士 明治十二年五月二十日（長信）
姉 明治三十八年五月十六日（クメ）
と刻まれている。

精進院義勇日寛居士
（七代目長信）
精神院妙到日成大姉
（長信後妻クメ）
*戦前撮影



『長信の親族について』

長信の妻

長信には先妻と後妻があった。先妻は森城四郎の娘のみ伝わり名前は不明、結婚した時期は判明しないが、長男城造が嘉永元年二月二十八日に誕生しているから、恐らくその前年位の弘化四年頃と推察され、長信が三十一歳と思われる。長信は弘化四年八月頃から嘉永四年の初め頃まで一時的に帰国したことは既に述べたが、その際に妻を娶ったものであろう。過去帳には『才賀三丁目森豊次妹 二十七歳 嘉永六年癸丑十一月十七日死去 寛貞庵妙精日真信女』と記載されているから、以後は子供も無く或は病気がちでなかったかと思われる。そして結婚僅かに五、六年にして江戸の地に於いて死去している。時に長信が三十七歳の男盛りの時である。

実家森豊次については、前記の過去帳から屋敷が雑賀町三丁目にあったようであるから、所謂雑賀町士族と思われる。文久頃の雑賀町古地図を見ると長信の屋敷とほど遠からぬ三丁目に森武平との記載があるから恐らくこれが実家であろう。

墓は江戸で葬られたものと推察され、菩提寺たる松江の常教寺には見当たらず不明である。その後長信は後妻にクメという女性を娶っている。壬申戸籍簿には『後妻く免』と記

載されている。彼女は従来相州鶴見生まれと伝えられていたが、正確には武蔵国橋樹郡新羽村の平民大森富右衛門の次女で文政十二年六月二十四日生まれる。

長信とクメとのなれそめは判らないが、恐らくクメも江戸に出ており何かの縁で一緒になったものであろう。

クメは次男鐵之助、長女ハナ、三男徳三郎（満禅）、四男亦一郎の四人を生んでおり、二男鐵之助の生年月日より推察して安政元年の暮頃、即ち先妻死後一年程して娶ったものと思われる。

なお実家大森家について一寸触れてみると明治三十六年五月十二日付の神奈川県都築郡新田村、大森富吉からクメ宛ての書簡によれば『家計は益々盛大にて目下村内に一等の財産と相成り雇人女二人男人三人云々』とあり相当な資産家であったようである。しかし後年の満禅の手紙下書によれば、クメは長信の許へ嫁すにあたって、その母と兄弟の富右衛門（同名世襲か？）の計らいにより、無駄な結婚費用を省き且つ不測の事態を慮り幾分かの田地の贈与を受けた。その後高橋家が破産し困窮した明治後半に大森に対しその返還請求をしたが、同家の家運は盛大で村内第一の財産家になっていたのにもかかわらず、代が変わりどうやらうやむやに終わってしまった様である。因みにクメの実母は明治十四年十月九日九十六歳の高齢で没している。

クメは長信の死後二十六年目の明治三十八年五月十六日淋しく異郷とも云うべき松江で不遇のうちに死去した時に七十七歳であった。

『高橋家の壬申戸籍など旧戸籍について』

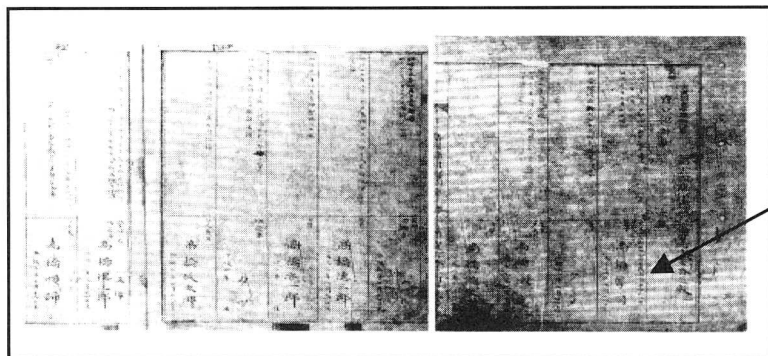
高橋家については、この壬申戸籍簿と過去帳と併せて見ることにより、高橋長信や家族の生年月日、実家等の血縁関係をはじめ、明治廃藩後の動静浮沈について知る事が出来、大変有益な基礎資料であった。更に後年旧戸籍簿謄本数種も入手することが出来たので比較検討することが出来た。

更に瀬崎家についても、同じ頃、斐川町役場のご好意により、壬申戸籍簿の写と旧戸籍簿謄本を入手することが出来、益するところ極めて大であった。

壬申戸籍とは明治四年四月、明治政府が新たに戸籍簿を制定するにあたり、従来の僧寺から以後は神社をして掌らせしめることに変更し、太政管布告を以って明治五年二月一日から施行された我が国で最初の全国近代的戸籍である。

明治五年が壬申の年であったことから、一般に壬申戸籍と呼ばれた。和紙に毛筆で明治五年を基準として、その家の身分、即ち士農工商等の職業や、差別的賤称の外、宗教、犯罪歴及び明治五年当時の年齢等が書かれており参考となることが多く貴重な資料であるがまた反面『差別の戸籍』として全国各地で以前から問題が起きた為、以後新憲法施行による昭和二十三年の現戸籍制度になるまでの間に過去既に四回も改正されている。

然し、この壬申戸籍を始めとする旧戸籍は昭和四十年頃まで閲覧が可能であったから、身元調査に悪用する等の弊害が頻発した。これに伴い現戸籍も含め関係者以外の閲覧、交付共に厳禁となり、特に壬申戸籍簿は法務局で保管されることとなった。



高橋豊司

『銘文の種類について』

銘字の項でも述べるが、長信は鑿使いが巧みで勝れていたが故に、銘文を刻するにあたっては一振毎に注文主の需めに応じ、或は己の気の趣くままに一气呵成に切ったものの洋で。銘文は極めて多種多様にのぼる。更にこれに所持銘、或は截断銘を仔細に検討し加えれば多作したこともあって現在約百五十種の多きに達する。

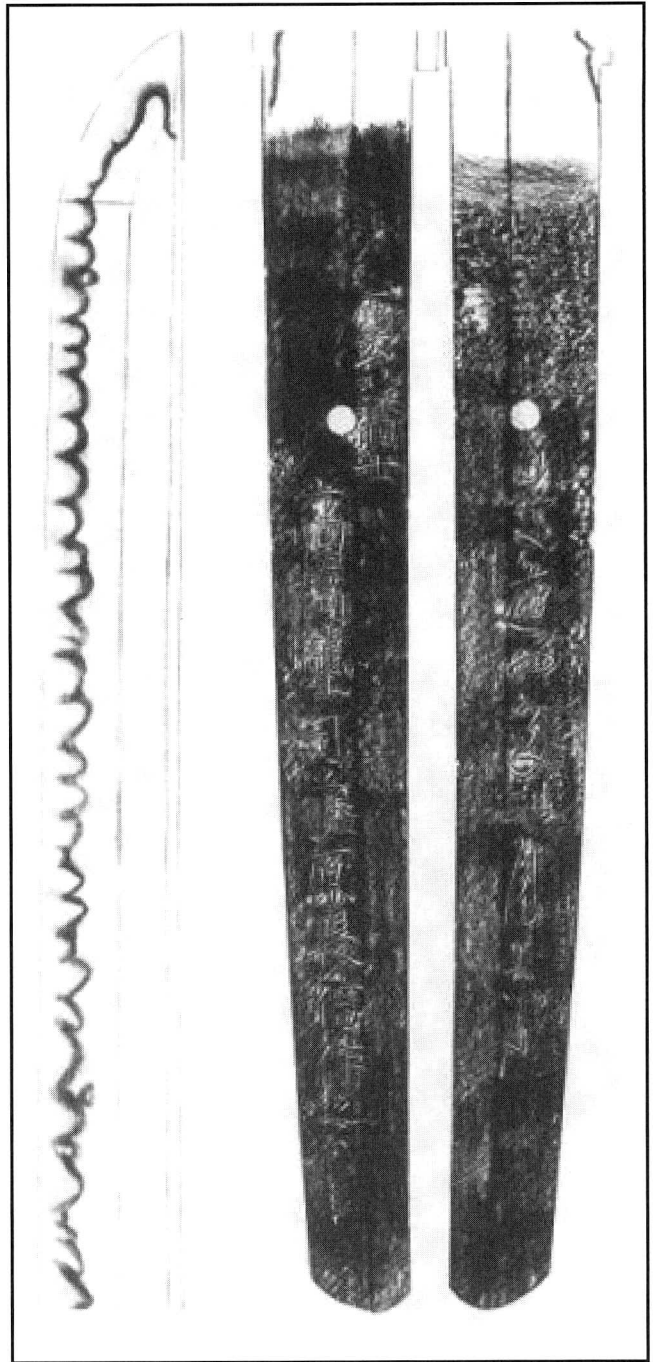
恐らく今後も更に発見され増加することと思うが、この様に多種類の銘文を切った刀工は長信以外に類例を見ない。

次に銘文の特徴的なところを若干取纏めた。

- 『長信』二字銘、細鑿小振りの銘字のものは無年紀である。銘振りより見て初期のもの、就中、弘化、嘉永前半頃のものが多いと思われる。
- 『雲州住冬廣、冬廣長信』などの如く、冬廣と切るものは天保十四年にも存在するが、その殆どは嘉永四年、五年頃に多い。
- 石原佐傳次中従の截断銘は嘉永二年正月、同三年正月に限られる。
- 『麴街』は嘉永六年正月頃から用う。
- 『米花街』は文久二年八月より始まり元治元年八月で終わる。
- 『運陽士』又は『雲藩士』は慶應元年から始め、双方混用しているものの、どちらかと云えば運陽士は慶應前半に、又は運藩士は慶應後半から明治に多く見る。
- 『運藩』と切るものは比較的慶應頃に多い。
- 『イツモ』と片仮名で切るものは明治二年八月
- 『松江住』は明治四年八月
- 『松江藩』は明治二年二月から四年二月まで。
- 『聾司』は元治元年三月より切り始める。(経眼せるものは慶應元年二月から)
- 『造』と『作』は全期を通じ混用しているが『造』『造之』初期に多く、『作』『作之』は蔓延頃以降に多く用いている。
- 独立時から天保年間『於東都』とのみ駐鎚地、江戸を表し、後年に至って『於江府』『於江都』『於江戸』『於東武江戸』『於武州江戸』などと表現する様になる。

(注意) 刀剣書掲載分、他の連絡分などは実見せずそのまま収録したもので、誤植又は偽銘も若干あると思料される。

短刀	聾長信	安政元年十二月日
刀	運陽士高橋聾司藤原長信 (以下『作』切れ)	慶應三年正月吉日
刀	運陽士高橋聾司藤原長信作	慶應二年八月吉日
刀	運陽士高橋聾司藤原長信作	慶應三年正月吉日
不明	運藩士高橋聾司長信造	不明
刀	運藩士高橋聾司藤原長信造	慶應元年八月吉日
刀	運藩士高橋聾司藤原長信作	慶應二年正月吉日
刀	運藩士高橋聾司藤原長信作之	慶應四年正月吉日
刀	高橋聾司藤原長信作	元治二年正月吉日
刀	高橋聾司藤原長信作	慶應四年五月吉日
刀	於江都米花街雲州藩高橋聾司藤原長信作之	元治元年三月吉日



刀銘 表 運藩士高橋豊司藤原長信作之

裏 慶應四年正月吉日

刃長二尺二寸九分、反四分五厘、鑄造、庵棟低し、重ね二分五厘、元幅重ね共に有り頑丈なる造込み、反浅く鑄幅広めにして帽子詰まり気味、刃文互の目乱れに尖り刃交じる、匂よく付き小沸業なく匂口フツクラとして軟かし、帽子乱込み地藏風に小丸に上手に返る、地鉄板目流れ気味よく詰み無地風にして刃渾互える、中心棟小肉、目釘穴一、鑢逆筋違磨出切、中心棟同様、栗尻

天神町高見善兵衛寄進 売布神社蔵

参考文献

雲藩刀工高橋豊司長信の研究 安部吉弘 昭和63年